

2011年2月18日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ブ リ デ ス ト ン
本 店 所 在 地	東 京 都 中 央 区 京 橋 一 丁 目 10 番 1 号
代 表 者	代 表 取 締 役 社 長 荒 川 詔 四
上 場 取 引 所	東 京 ・ 大 阪 ・ 名 古 屋 (各 一 部) お よ び 福 岡 市 場
コ ー ド 番 号	5 1 0 8
問 い 合 わ せ 先	責 任 者 役 職 名 広 報 部 長 氏 名 石 井 雅 之 電 話 番 号 (03)3563-6811

取締役に対するストックオプションによる報酬支給について

2011年2月18日開催の当社取締役会において、当社の取締役に対し株式報酬型ストックオプションによる報酬としての新株予約権を割り当てることへの承認を求める議案を、2011年3月29日開催予定の当社第92回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションによる報酬として新株予約権を割り当てる目的
当社取締役の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること、および株主の皆様との価値共有を進めることを目的とする。
2. 新株予約権の内容
 - (1) 発行する新株予約権の総数
800個（うち社外取締役分は80個）を上限とする。
 - (2) 新株予約権の目的である株式の数
80,000株（うち社外取締役分は8,000株）を上限とする。
各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。
なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割、株式無償割当て、株式併合、資本金の減少、合併または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で調整を行うものとする。
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交

付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とする。

（4）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から2031年4月30日までとする。

（5）新株予約権の行使の条件

当社取締役の地位を喪失した日の翌日から、新株予約権を行使することができるものとする。その他新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定める。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

（7）当社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、その承認決議の日をもって、当社は未行使の新株予約権を無償で取得するものとする。

（8）新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合の取扱い

当該端数は切捨てとする。

（9）新株予約権の額

新株予約権の額は、割当日における諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される額とする。

（10）その他の新株予約権の内容

その他新株予約権の内容の細目については、募集事項等を決定する取締役会において定める。

なお、上記と同種類のストックオプションを、当社取締役を兼務しない執行役員に対し、当社取締役会の決議により発行する予定です。

以 上